第五十二条第五号中「又は第三十七条第一項及び第二項」を「、第三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項」に改め、同条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十五条の五」を加え、同条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　第三十八条の二第一項、第三十八条の三において準用する第三十七条第一項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第二項において準用する第三十四条第一項の規定に違反した者

第五十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第二十五条の三第二項の規定による命令に違反した者

第五十二条に次の一号を加える。

十五　第四十八条の二第四項又は第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十三条第二号中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第五十四条第五号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十五条の五」を加え、同条第六号中「第二十五条の二第二項」の下に「及び第二十五条の五」を加え、「同条第五項」を「第十八条第五項（第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十五条の三第一項の規定に違反した者

第五十五条第八号中「第十八条第八項」の下に「（第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条中第十五号を第十八号とし、第十一号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

十一　第二十五条の七の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二　第二十五条の八又は第三十八条の三において準用する第三十六条の三第二項の規定に違反した者

十三　第二十五条の九第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第五十六条第二号中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改め、同条第三号中「第四十一条の三十九」の下に「又は第四十一条の四十五」を加え、「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務又は特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」に改める。

第五十八条中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第五十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第二十五条の四第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

三　第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十九条に次の一号を加える。

七　第三十八条の二第二項又は第三十八条の三において準用する第三十七条第三項の規定による届出をしなかつた者

第六十条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十五条の四第三項の規定による届出をしなかつた者

第七章を第九章とする。

第四十二条第二項及び第四十三条の三第一項中「又は登録定期講習機関」を「、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」に改める。

第四十四条第二項中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第四十五条の二第二号中「第三十六条の二第一項」の下に「（第三十八条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号及び第六号中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改め、同条第七号中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に、「若しくは定期講習業務」を「、放射線取扱主任者定期講習業務若しくは特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務」に改め、同条第八号中「第四十一条の三十九」の下に「又は第四十一条の四十五」を加える。

第四十八条の二を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

（国家公安委員会等との関係）

第四十八条の二　原子力規制委員会は、第二十五条の四第一項若しくは第三十八条の二第二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

2　国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第二十五条の三第一項、第二十五条の四第一項若しくは第二項又は第三十八条の二第一項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができる。

3　国家公安委員会は、前項の規定の施行に必要な限度において、許可届出使用者又は許可廃棄業者の業務に関して、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

4　前項の規定による指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、許可届出使用者又は許可廃棄業者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5　海上保安庁長官は、第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、許可届出使用者又は許可廃棄業者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6　第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条第一項中「定期講習（登録定期講習機関」を「放射線取扱主任者定期講習（登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「又は研修」を「、第三十六条の三第一項（第三十八条の三において準用する場合を含む。）の研修又は特定放射性同位元素防護管理者定期講習（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の行うものを除く。）」に改める。

第六章を第八章とする。

第四十一条第一項第一号ロ中「実務」の下に「（放射線障害の防止に関するものに限る。以下この章において同じ。）」を加え、同項第三号中「以下」の下に「この号において」を加え、同号イ中「いう」の下に「、第四十一条の十九の二第三号イ及び第四十一条の二十一の二第三号イにおいて同じ」を加え、同号ロ中「いう」の下に「、第四十一条の十九の二第三号ロ及び第四十一条の二十一の二第三号ロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「利害関係者等」を「利害関係者」に改める。

第四十一条の十九の次に次の一条を加える。

（登録の要件等）

第四十一条の十九の二　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　イからニまでに掲げる条件のいずれか及びホ又はヘに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬方法確認員が運搬方法確認を行い、その人数が三名以上であること。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を有する者

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの